IFAC-IPSASB会議報告 (2012年12月1日-12月4日

-米国・ニューヨークにて)

※ IFAC·IPSASB: 国際会計士連盟·国際公会計基準審議会

会議決定事項の概略

プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項
概念フレームワーク		
-第1フェーズ	ED「概念フレームワーク:フェーズ 1 」を承認(2010 年12月発行、コメント期限2011年 6 月)	「概念フレームワーク:フェーズ1」を承認 (2013年1月発行)
- 第2フェーズ	ED「財務諸表の構成要素と認識」を承認(2012年10 月発行、コメント期限2013年4月)	今回は討議されていない
- 第3フェーズ	ED「財務諸表の資産・負債の測定」を承認(2012年10 月発行、コメント期限2013年4月)	今回は討議されていない
-第4フェーズ	CP「概念フレームワーク:表示」を承認(2012年 1 月発行、コメント期限2012年 5 月)	ED「一般目的財務報告の表示」の初稿を検討
公共財政長期持続可 能性報告	ED46号「RPGの提案~公的主体の長期財政持続可能性に関する報告」を承認(2011年10月発行、コメント期限2012年2月)	RPG「公的主体の長期財政持続可能性に関す る報告」の初稿を検討
財務諸表の討議と分 析	ED47号「財務諸表の討議と分析」を承認(2012年 3 月発行、コメント期限2012年 7 月)	IPSAS「財務諸表の討議と分析」の初稿を検 討
サービス業績情報の 報告	CP「サービス業績情報の報告」を承認(2011年10月 発行、コメント期限2012年4月)	CPに対するコメントについて詳細レビュー
公的セクターの結合	CP「公的セクターの結合」を承認(2012年 6 月発行、 コメント期限2012年10月)	今回は討議されていない
IPSASとGFS(政府 財政統計)報告ガイ ドライン	CP「IPSASとGFS報告ガイドライン」を承認(2012年 10月発行、コメント期限2013年3月)	今回は討議されていない
発生主義IPSASの初 度適用	比較情報の取扱いと、具体的なIPSAS第1号から IPSAS第18号の経過措置の取扱いについて討議	経過措置の要否の判断手法と具体的なIPSAS 第1号から第22号、第24号、第26号、第27号、 第31号の経過措置の取扱いについて討議
IPSAS 6 号から 8 号 の改訂	支配の定義に関する財務報告基準と統計基準の比較と IFRS第10号「連結財務諸表」をベースとした公開草 案について討議	IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号 「共同支配の取決め」、IFRS第12号「他の企業 への関与の開示」をベースとした公開草案に ついて討議

(注) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard):国際公会計基準、ED (Exposure Draft):公開草案、CP (Consultation Paper):コンサルテーション・ペーパー、RPG (Recommended Practice Guideline):推薦実務ガイドライン

今回の会議の概要

2012年第4回目の国際公会計基準 審議会 (IPSASB) の会議は、2012 年12月1日から4日までの4日間に わたり、米国のニューヨークで開催 された。

今回の会議にはウルグアイのメン バーを除く17名のメンバーが出席し、 テクニカル・アドバイザー (TA)、 オブザーバー、事務局の約40名が会 議に参加した。

次回の会議は、2013年3月11日か ら4日間にわたって、アラブ首長国 連邦のアブダビで開催される予定で ある。

概念フレームワーク

本プロジェクトは、公的セクター の主体に適用される概念フレームワー クを作成するものであり、IPSASB の2010年~2012年の戦略計画におい て、最優先プロジェクトとして取り 組むこととされている。今回の会議 では、第1フェーズ及び第4フェー ズについて、以下のとおり討議した。

(1) 第1フェーズ

第1フェーズは4章からなり、① 概念フレームワークの役割と権限、 ②一般目的財務報告(General Purpose Financial Reports: GPFRs) O 目的及び利用者、③質的特徴、④報 告主体を扱う。概念フレームワーク 公開草案第1号「公的部門の主体に よる一般目的財務報告の概念フレー ムワーク 役割、権限及び範囲、目 的及び利用者、質的特徴、並びに、 報告主体」を2010年12月に公表し、 2011年6月を期限としてコメントを 募集した。その後、2012年3月の会 議において、フレームワーク案のレ ビューを完了した。

今回の会議において、概念フレー ムワーク第1フェーズの全4章の公 表を全員一致で承認した(最終文書 は、2013年1月公表済み。)。

続いて、IPSAS第1号「財務諸表 の表示」の付録Aに含まれ、現在の IPSASの基礎をなしている質的特徴 (QCs) を、第1フェーズ公表後す ぐに廃止すべきかが議論された。付 録Aの廃止方法と時期については、 第1フェーズ公表に伴う他のIPSAS への影響も見極めた上で、今後の IPSASBの会議において議論するこ ととなった。当面、既存の質的特徴 は有効であるが、概念フレームワー クの第1フェーズ第3章に含まれる 質的特徴は、新しいIPSASやRPGの 開発時に適用されることとなる。

また、概念フレームワークの「序 文」として公開草案「公的部門の主 要な特徴」の内容を盛り込むかどう かを議論した。その結果、修正作業 の進捗に応じて概念フレームワーク に盛り込むことを確認し、次回の会 議において引き続き検討することと なった。

(2) 第4フェーズ

第4フェーズは、一般目的財務報 告の表示及び開示を扱う。2012年1 月にCP「公的部門の主体による一 般目的財務報告の概念フレームワー ク 一般目的財務報告における表示」 を公表し、2012年5月を期限として コメントを募集した。

今回の会議では前回の会議(2012 年9月)でのCPへのコメントに関 する議論を基に、公開草案の初稿を 検討した。主な論点は、以下のとお りである。

セクション1の図示 (display)

- と開示 (disclosure) は別の項に せず、表示決定アプローチとして 統合することとした。
- セクション2の全般的アプロー チについて、意思決定に焦点を当 てる記述にすることとした。
- 全般的アプローチの記述におい て、情報の選択に関する制約(重 要性等)を含めることに関して、 暫定的に合意した。
- セクション2の表示目的は、よ り一般的になるように修正するこ ととした。
- セクション2の表示に関する3 つの意思決定(何の情報を選択す るか、どこに情報を記載するか、 どのように情報を提供するか)を 記載することとした。また、これ に対応する3つの表示概念の合理 化を図ることとした。
- セクション3の財務諸表におけ る表示の目的は、現金や予算実績 の報告に関する参照の記述を削除 して単純化すべきとした。一方で、 それらの情報が財務諸表の内訳項 目として扱われる可能性を留保し
- 情報が以下に該当する場合を定 めることとした。
 - (a) より包括的な一般目的財務報 告ではなく、財務諸表に含める 場合
 - (b) 財務諸表の要素として認識す るのではなく、財務諸表の注記 に記載する場合
 - (c) より包括的な一般目的財務報 告ではなく、財務諸表の注記に 記載する場合
- 財務諸表の要素の認識は図示の 議論に含め、両者の関係を記述す ることとした。

次回の会議では、引き続き、修正

版の公開草案について討議する予定 である。

公共財政長期持続可能性 報告

本プロジェクトは、予測されるアウトフローとインフローの両方を含む政府が提供するプログラムの、長期財政持続可能性に関する報告と開示に関するフレームワークを構築するプロジェクトである。2011年10月に公開草案「RPGの提案~公的主体の長期財政持続可能性に関する報告」を公表し、2012年2月を期限としてコメントを募集した。寄せられたコメントは、前回までの会議において検討した。

今回の会議では、RPGの初稿を検 討した。主な討議内容と決定事項は、 以下のとおりである。

- 公開草案の「脆弱性の領域(vulnerability dimension)」の用語を「収益の脆弱性(revenue vulnerability)」と変更することで暫定的に合意した。これに伴い、「財政能力の領域(fiscal capacity dimension)」についても新しい用語を検討することになる。
- 「予測 (projection)」の定義に ついて検討した。結論は持ち越し となった。
- ・ 本RPG案をIPSASとするか、 RPGとするかについては、IPSAS 案「財務諸表の討議と分析」の位 置付けを判断基準が開発されるま で棚上げするという早期の決定に 基づき、同様に棚上げされている。 次回の会議では、修正版のRPG案 を引き続き討議する予定である。

4 財務諸表の討議と分析

本プロジェクトは、財務諸表の討議と分析に関して強制適用されるガイダンスを開発するものである。2012年3月に公開草案「財務諸表の討議と分析」を公表し、前回の会議では、公開草案に寄せられたコメントをレビューした。

今回の会議では、会計基準の初稿 をレビューした。主な討議内容と決 定事項は、以下のとおりである。

- 適用を強制するか否かを議論した結果、IPSASBは強制適用の基準としての開発継続を事務局に指示したが、「財務諸表の討議と分析」案を強制適用するか否かについては、判断基準が開発された時点で判断することとなった。
- ・ 一部の委員からは、本基準を遵守しない主体はIPSASに準拠していると主張できなくなるのではないかとの懸念が示された。本件については、国際監査・保証基準審議会(IAASB)及び最高会計検査機関国際組織(INTOSAI)にも見解を問い合わせることとなった。
- 別の委員からは、成果物は強制力を有するものとして開発すべきであるとの意見が示された。「財務諸表の討議と分析」は一般目的財務報告の説明目的を達成するために必要であり、財務諸表よりも広範な財務報告に適用されるという概念フレームワークの開発方針にも沿っているとの主張である。

次回の会議では、修正版の基準案 を討議する予定である。

5 サービス業績情報の報告

このプロジェクトでは、政府が提供するプログラムやサービスに関する業績の情報に関する報告について取り扱う。米国の政府会計基準審議会(GASB)のスタッフがこのプロジェクトを担当している。2011年10月にCP「サービス業績情報の報告」を公表し、2012年4月を期限としてコメントを募集した。今回の会議では、前回に続き、CPのコメントをレビューした。主な討議内容と決定事項は、以下のとおりである。

- IPSASBが公表する文書の種類 (IPSAS、RPG等)を定める基準 を検討するよう事務局に指示した。 その基準は、サービス業績の報告 に最適なガイダンス方法を検討す る際にも使用することとなる。
- ・ 報告すべきサービス情報の構成 要素は、(a)報告されるサービス業 績情報の範囲に関する情報、(b)公 的部門主体の目的に関する情報、 (c)業績達成についての情報、及び (d)目的達成についての説明的な議 論であるとの予備的見解3に同意 した。
- 現在、公的部門の一般目的財務 報告に含まれている情報の質的特 徴及び情報に関する一般的制約条 件もサービス業績情報に適用され るとの予備的見解4に同意した。
- 本プロジェクトは、サービス業績についての特定の指標は識別すべきではないということに合意した。
- 一般目的財務報告に含まれるサービス業績情報は、一般目的財務諸 表に対するものと同一の報告主体 で作成しなければならないという

ことに同意した。

- 利用者のニーズを満足させるた めに必要な4つのサービス業績情 報の領域(いつ、何が、なぜ、ど のように)について、概念フレー ムワークの第2章で定義されてい る利用者のニーズを満足させるた めに必要であるとして、全般的に 合意した。
- 報告すべきサービス業績情報の 構成要素は、(a)一般目的財務諸表 の一部分ではなく、現在発行され ている一般目的財務報告の一部と して、(b)別に発行される一般目的 財務報告の中で、又は(c)別に発行 される一般目的財務報告の中と現 在発行されている一般目的財務報 告の一部としての双方で報告され るべきかという論点について検討 した。その結果、本ガイダンスは、 公的主体がサービス業績をどこで 報告するかを記述するのではなく、 全てのサービス業績情報は、現在 発行されている一般目的財務報告 又は別に発行される一般目的財務 報告のいずれかで報告され得ると 記述することに暫定的に合意した。 次回の会議では、更にプロジェク トに関する議論を深めるとともに、 ガイダンスの種類について検討する 予定である。

発生主義IPSASの初度適用

本プロジェクトは、現金主義・修 正現金主義 · 修正発生主義 · (IPSASと異なる) 発生主義をベー スとした会計基準から発生主義 IPSASに移行しようとする公的セク ター主体に関連する諸問題を取り扱 う。これまでIPSASBでは、研究報 告14号「発生主義会計への移行:政 府と政府主体」(最終改訂:2011年 1月)を策定することで、発生主義 IPSASに移行する公的セクターを支 援してきたが、発生主義IPSASを初 度適用する際の会計基準は開発して いなかった。

前回の会議では、IPSAS第1号か ら第18号の経過措置の取扱いについ て討議した。今回は、引き続き、 IPSAS第19号以降について検討した。 主な討議内容及び決定事項は、以下 のとおりである。

- 経過措置の要否の判断手法につ いて修正案を検討し、経過措置を 適正表示に影響しないカテゴリー 1と影響し得るカテゴリー2のバ スケットに分類することで合意し た。カテゴリー2の経過措置は、 実務的な理由から設けられる必要 がある。また、カテゴリー2の経 過措置を適用している間は、主体 は発生主義IPSASに準拠している 旨、又は適正表示を発生主義 IPSASに準拠して行っている旨を 主張できないことで合意した。カ テゴリー2の経過措置を使用する 主体は、「発生主義IPSASに移行 中である」旨を開示する必要があ
- IPSASBは、IPSAS第1号から 第18号の経過措置の修正案につい て検討し、更なる修正指示を行っ た。
- IPSASBは、IPSAS第19号から 第22号、第24号、第26号、第27号、 第31号の経過措置について初めて 検討し、修正指示を行った。
- 最後に、IPSASBは、発生主義 IPSASの初度適用における遡及修 正について検討し、主体はIPSAS への移行日において、純資産・持 分を旧基準からIPSASに遡及修正

して表示することが求められるという見解を表明した。現金主義会計を適用していた主体は、現金の開始残高が旧基準とIPSAS適用で異なる場合は遡及修正した現金残高を表示することが必要である。

次回の会議では、今回の会議で討議されなかった会計基準の経過措置について討議するとともに、公開草案の草案について討議する予定である。

IPSAS第 6 号から第 8 号の 改訂

IPSAS第6号から第8号は、連結及び個別財務諸表、関連法人に対する投資、ジョイント・ベンチャーに対する持分に関する会計基準であり、IFRS第10号から第12号、IAS第27号・第28号(改訂)など、IFRSの最近の改訂に対応して改訂することが2012年に開始するプロジェクトとして承認されている。

前回の会議では、支配の定義に関する財務報告基準と統計基準の比較と、IFRS第10号「連結財務諸表」をベースとした公開草案について討議した。今回の会議では、更にIFRS第11号「共同支配の取決め」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」をベースとした公開草案についても討議した。主な討議内容及び決定事項は、以下のとおりである。

- IFRS第10号「連結財務諸表」 をベースとした公開草案について は、支配が一時的である主体に関 する例外を設けるかどうかを検討 した。その結果、次の(a)、(b)につ いて、次回の会議で更に議論を深 めることとなった。
 - (a) 支配が一時的である主体に関する例外を削除する方法。その

結果、支配が一時的である主体 も連結対象となる。

- (b) 支配が一時的である主体について持分法を適用する方法。
- IFRS第11号「共同支配の取決め」をベースとした公開草案については、ジョイント・ベンチャー及び共同支配の取決めの定義について暫定的に合意した。IFRS第11号は比例連結を認めておらず、ジョイント・ベンチャーは持分法を採用することとされている点について確認した。
- IFRS第12号「他の企業への関 与の開示」をベースとした公開草 案については、「組成された主体」 の概念と、「組成された主体」に 関する開示について検討した。 IFRS第12号の「組成された企業」 の定義は、公的主体においては適 用対象が多いため、不適当ではな いかという意見があった。IPSASB は、財務及び事業のリスク内容を 開示する主体としてはどのような 主体が妥当かについて初めて議論 を行った。IPSASBは、更に議論 を深め、IPSASによって求められ ているリスク情報の開示について 注意を払うことで合意した。

次回の会議では、IFRS第11号 「共同支配の取決め」とIFRS第12号 「他の企業への関与の開示」をベースとした公開草案の草案について更に討議する予定である。IFRS第10号「連結財務諸表」をベースとした公開草案の草案については、残る論点について議論する予定である。さらに、IAS第27号「個別財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」をベースとした公開草案の草案も討議する予定である。

2013年~2014年 IPSASB 作業計画に関するコンサル テーション

今回の会議では、2013年~2014年 IPSASB作業計画に関する公開コン サルテーションに寄せられた回答に ついて予備的な討議を行った。多く の追加的なプロジェクト案が寄せら れ、そのうち、特定のプロジェクト については次回の会議で更に討議さ れる予定である。IPSASBはプロジェ クトの選定にあたり、IPSASBの集 中すべき戦略的範囲、コミットされ たプロジェクト、IFAC及びIASBと の現存する覚書き、公的セクター特 有のプロジェクトであるかどうか、 現行IPSASの修正ニーズ、スタッフ 及びIPSASBボードメンバーの人員 リソースを含む、多くの要素を討議 した。

最終的にどのプロジェクトが選択 されるべきかについて、多様な要素 のウェイト付けの必要性について議 論した。

2014年以降の作業計画に関する、 広範でより戦略的なコンサルテーショ ンについても、2013年の早期に開始 するとともに、概念フレームワーク の完了時期を考慮して、2013年末、 又は2014年早期に公表することにつ いて合意した。

(IFAC-IPSASBメンバー

伊澤賢司)

(IFAC-IPSASBテクニカル・アド バイザー **蕗谷竹生**)